

## 前橋市ふるさと納税（ふるさと前橋応援事業）実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、前橋市（以下「本市」という。）に対する地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2及び第314条の7に規定する寄附（以下「ふるさと納税」という。）の納付及び取扱等について必要な事項を定めるとともに、本市を応援したいという個人、法人又はその他団体等からの寄附金（以下「寄附金」という。）を財源として、第七次前橋市総合計画2025年度改訂版に掲げるまちづくりの柱「教育・人づくり」、「結婚・出産・子育て」、「健康・福祉」、「産業振興」、「シティプロモーション」及び「都市基盤」の充実に資する事業に取り組むことにより、将来都市像「新しい価値の創造都市・前橋」の実現に向けたまちづくりを推進することを目的とする。

### （寄附金の管理運用）

第2条 寄附金は、本市の事業を実施するための財源として充てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、寄附金をふるさと前橋応援基金に積み立てることができる。

3 市長は、寄附申出者の意向に十分配慮し、寄附金を運用するものとする。

### （寄附の申出）

第3条 寄附申出者は、前橋市ふるさと納税寄附申出書（様式第1-1号又は様式第1-2号）により市長に申し出るものとする。ただし、市が指定するインターネットサイトを經由した申出は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、本市が業務委託契約を締結している事業者が提供するふるさと納税業務を効率化するための情報一括管理システムに、寄附申出者の氏名、住所、電話番号、寄附金の額及び寄附金の使途等の情報を登録し、寄附申出者及び寄附金等に関する情報を適切に管理するものとする。

### （寄附金の受領等）

第4条 市長は、別表第1に掲げる方法により寄附金を受領するものとする。

2 市長は、前項の規定による寄附金の受領を確認したときは、寄附金を納

入した者（以下「寄附者」という。）に対し、寄附金受領証明書（様式第2号）を交付するものとする。

- 3 市長は、すでに前項の規定による寄附金受領証明書を交付した寄附者から当該証明書を棄損又は紛失した旨の申出を受けたときは、申出者が当該証明書を交付した寄附者であることの真正を確認した上で、当該証明書を再交付することができる。

（寄附者に対する対応）

第5条 市長は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく本市の住民基本台帳に記録されていない寄附者に対し、次条に定める返礼品を贈呈するものとする。ただし、寄附者が返礼品の贈呈を希望しない場合は、この限りでない。

（返礼品）

第6条 寄附者に贈呈する返礼品は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に規定する総務大臣が定める基準第1号から第9号までのいずれかに該当するもの
- (2) 寄附金額の100分の30に相当する額以内のもの

（返礼品の登録申請）

第7条 個人、法人又は団体その他の事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）は、新たな返礼品を登録しようとするときは、前橋市ふるさと納税返礼品登録申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（返礼品の登録承認等）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、返礼品として適当と認めた場合は、前橋市ふるさと納税返礼品登録承認書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 返礼品提供事業者は、前項の規定により承認を受けた内容に変更が生じたときは、前橋市ふるさと納税返礼品内容変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、変更内容が適当と認めた場合は、前橋市ふるさと納税返礼品内容変更承認書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(返礼品の登録解除)

第9条 返礼品提供事業者は、返礼品としての登録解除を希望するときは、解除希望日の1か月前までに前橋市ふるさと納税返礼品登録解除申出書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により返礼品の登録解除を決定したときは、前橋市ふるさと納税返礼品登録解除通知書(様式第8号)により当該返礼品提供事業者へ通知するものとし、当該通知をするまでに受領した寄附金に対する返礼品については、返礼品提供事業者としての登録を解除した後も贈呈するものとする。

3 市長は、返礼品提供事業者が第12条の規定に反する行為を行っていることを確認したときは、前橋市ふるさと納税返礼品登録解除通知書(様式第8号)により当該返礼品提供事業者へ通知できるものとする。

(返礼品の贈呈)

第10条 返礼品の贈呈は、市長と返礼品提供事業者との間で締結する売買契約その他これに準ずる契約により実施するものとする。

2 市長は、寄附金の受領を確認した後、返礼品提供事業者に対し、返礼品の送付に必要な個人情報等を通知するものとする。

3 返礼品は、返礼品提供事業者から対象の寄附者に直接送付するものとする。ただし、市長が、返礼品提供事業者に代わって本市が直接送付することが合理的と認めた場合は、この限りでない。

4 返礼品提供事業者は、寄附者に対し、1か月以内に返礼品を送付するものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

5 市長が売買代行業務委託契約を締結している事業者(以下「売買代行業者」という。)は、返礼品提供事業者が返礼品の提供をしたときは、別に定める方法により、返礼品提供事業者に対し、返礼品に係る代金を支払うものとする。ただし、返礼品提供事業者の責めに帰すべき事由により返礼品を再度提供する必要があるときは、この限りでない。

6 返礼品の送付に係る費用は、原則として市が負担する。

(返礼品提供事業者の責務)

第11条 返礼品提供事業者は、返礼品の提供等を市長の許可なく委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 返礼品提供事業者は、返礼品の提供が困難となったとき又はその恐れがあるときは、直ちに市長に報告しなければならない。
- 3 返礼品提供事業者は、返礼品に係る権利及び義務を市長の許可なく第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- 4 返礼品提供事業者は、返礼品の品質及び性能等が低下することのないよう努めるものとし、これに関する苦情及び事故に対しては自己の責任において誠実に対応しなければならない。ただし、返礼品に関する苦情及び事故の原因が返礼品提供事業者の責めに帰すべきものでないことが明白な場合は、この限りでない。
- 5 返礼品提供事業者は、第10条第1項に定める売買契約の際に適用される売買基本契約約款等を遵守しなければならない。

(広報等への協力)

第12条 返礼品提供事業者は、市長が必要とする返礼品の情報、写真等に係るデータの提供及び事業の広報を目的としたチラシ等の制作並びに事業の周知に必要な協力を行うものとする。

(個人情報保護)

第13条 返礼品提供事業者は、第10条第2項の規定により取得した個人情報等を厳重に取り扱うとともに、返礼品の送付又は本市に対するふるさと納税に関する情報の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏洩してはならない。返礼品提供事業者の登録を解除した後も同様とする。

(寄附金受領状況等の公開)

第14条 市長は、本市に対するふるさと納税の受領状況及び寄附金の使途について、本市ホームページへの掲載その他の方法により適宜公開するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第16条 ふるさと納税に関する庶務は、未来創造部広報ブランド戦略課において処理する。

附 則

この要綱は、平成20年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

収受方法
納付書による収受
口座振込による収受
クレジット収納による収受
マルチペイメントによる収受
窓口での現金書留による収受
窓口での現金による収受